

## 電気工事士免状の交付における不適切な事務処理について

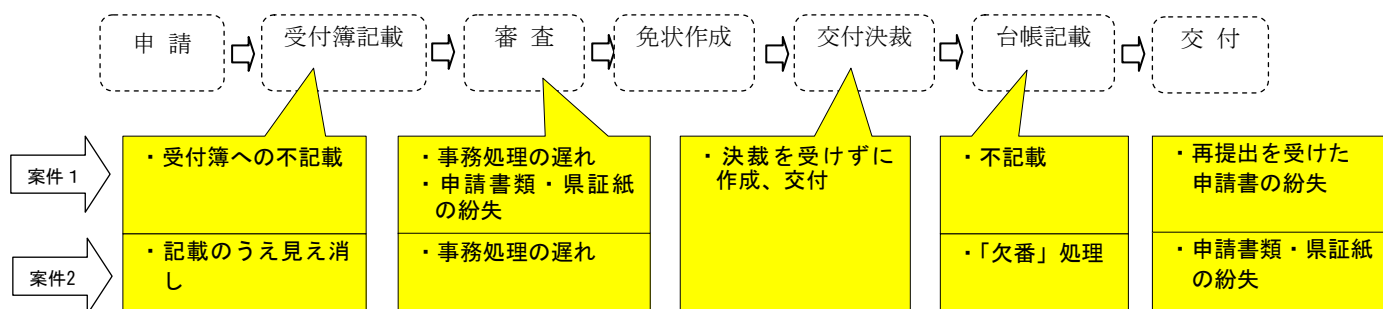
高知県の元職員（現在は退職）が、危機管理課（現在は消防政策課の所掌事務）で電気工事士免状の交付事務担当期間中（平成19年4月1日から平成22年3月31日）、決裁を受けずに免状を交付していたことが判明しましたので、調査結果と今後の対応についてお知らせします。

今回、不適切な事務処理による電気工事士免状の交付という、県民の信頼を裏切る案件が発生しましたことを、県民の皆様にご迷惑をお詫び申し上げますとともに、このことを重く受けとめ、今後の再発防止に全力を尽くし、信頼回復に努めてまいります。

また、今回の件を受け、免状所有者の方におかれましては、自分の免状が正規に登録されているのかどうかとの不安を感じておられる方もおいでだと思いますので、そうした方の不安の解消とあわせ、念のため次のとおり問い合わせによる対応を行わせていただきます。

### 1 不適切な事務の概要

- 案件1：第一種電気工事士免状申請書類一式を紛失したため、申請書及び写真を再度提出してもらったうえで、決裁を受けずに免状を交付したものの、免状所有者からの問い合わせにより免状番号の重複が発覚（平成24年11月29日）。
- 案件2：第一種電気工事士免状の交付事務処理が遅れたため、決裁を受けずに免状を交付したものの、案件1を受け、受付簿と電気工事士台帳をチェックする中で発覚（平成24年11月30日）。
- 事務処理の流れ（上段が正規の流れ、下段が不適切な事務）



### 2 判明後の調査結果

- 元職員の担当期間
  - ・2件の案件が発覚後、元職員への事情聴取とともに、受付簿、申請書、電気工事士台帳を突合し確認したところ、これ以外には不適切な事務処理による免状の交付は確認できませんでした。
- 免状の有効性
  - ・免状所有者に経緯を説明し事情聴取を実施のうえ、交付（資格）要件となる第一種電気工事士試験合格資格については合格者名簿で確認、また、電気工事の実務経験資格については雇用者に確認し、2件とも有効と判断しました。

### 3 再発防止策

- 受付簿への記載確認の徹底
  - ・交付申請があり次第、受付簿に記載することを徹底するとともに、事務処理状況について上司であるチーフが定期的に確認しています。
- 免状台紙管理体制の強化

- ・台紙は免状を作成する担当職員ではなくチーフが管理しています。
- ・また、新たに免状台紙出納簿により管理し、月末には台紙の在庫数を上司である課長補佐が確認しています。

#### 4 元職員への対応

##### ○減給相当額の納付の申し入れ

- ・元職員に対し、現職であったとした場合に受ける懲戒処分（減給処分）に伴う給与の減額等相当額について、県に納付（寄付）することを申し入れます。

#### 5 免状所有者からの問い合わせへの対応

- ・対象期間について、受付簿、申請書、台帳を突合し他に不適切な事務処理による交付が無かったことを確認していますが、免状所有者の不安の解消とあわせ、念のため問い合わせ対応を行うものです。
- ・問い合わせ方法等は、来庁、電話、文書の他、専用メールアドレスにより行います（詳細は別紙1のとおり。）。
- ・今回の問い合わせ対象期間は、調査結果も踏まえ、当該職員が免状交付事務を担当していた平成19～平成21年度（第1種 101件、第2種830件）で免状番号は別紙2のとおりです。なお、この期間以外についても問い合わせがあれば対応します。